

# 仕 様 書

- 1 業務名  
堺市就学時健康診断業務
- 2 目的  
学校保健安全法第 11 条に規定の健康診断（以下「健診」という。）業務を実施し、健康診断結果に基づき、保健上必要な助言を行い、就学までの諸準備に役立てることを目的とする。
- 3 履行場所  
本市指定の健診会場（別表 1 の 7 会場）  
なお、状況により、健診会場等を近隣の学校等に変更する場合がある。
- 4 履行期間  
令和 7 年 8 月 1 日（金）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）までとする。
- 5 健診日程  
別表 1 のとおり
- 6 健診会場及び時間  
健診会場、受付時間及び健診時間は別表 1 のとおりとする。  
ただし、学校が会場の場合は 1 7 時 0 0 分までには健診会場から撤収すること。
- 7 対象者  
令和 8 年度小学校に入学予定の者で、就学時健康診断実施時に堺市に在住の者

## 第 1 章 総則

- 1 基本的事項  
本業務を実施するに当たっては、「学校保健安全法」「医療法」その他関係法規を遵守し、常に正確な健診結果を提供すべく本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。  
また、本業務に必要な関係官公署への手続は、受注者が迅速に処理し、その費用は受注者の負担とする。
- 2 健診対象予定人数  
別表 1 「令和 7 年度地区別受検会場・予定者数一覧」のとおり（ただし人数は予定であり変動するものとする。）
- 3 現場責任者
  - （1）健診機関は健診会場の現場責任者を選任し、本市に届け出ること。
  - （2）現場責任者に変更があるときは、速やかに本市へ届け出ること。
  - （3）現場責任者は、「従事者名簿」（納品物 1－1。氏名、年齢、性別、職種、資格等を記載）及び免許の写し等従事者の資格を証明する書類を発注者に提出すること。
  - （4）現場責任者は「従事者名簿」（氏名、職種、資格）を提示すると共に、従事者への「作業指示書」（納品物 1－2）を提出すること。
  - （5）現場責任者は、上記（3）（4）の書類の内容に変更があるときは、速やかに発注者に報告すること。
  - （6）現場責任者は、実施に関する現場の指揮監督等業務全般の責任を負うこと。
  - （7）現場責任者は健診業務中、負傷、火災および盗難等が起こらないよう安全衛生管理に十分留意し、事故が起こらないよう注意すること。
  - （8）現場責任者は、健診業務中、健診会場に常駐し、あらゆるトラブルに対し、迅速に対応すること。また、常に発注者と連絡がとれるようにすること。

#### 4 健診会場内の巡回

現場責任者は、健診会場を巡回し、本仕様書に沿って健診業務が行われているか、また、問題箇所がないかを監視し、必要があれば適切な処置を行うとともに、速やかに発注者に連絡すること。

#### 5 必要体制

- (1) 健診実施に関しては、別に定める必要体制（別表3）を参考に、受診者数に応じて滞りないスタッフ体制をとること。
- (2) 健診用機器は、定期的に整備・点検を行い精度管理されたもので、長時間、多人数の検査に耐えうるものを使用すること。また、故障、性能劣化などの不測の事態に備え、予備の機器類を用意しておくこと。ただし、歯科健診の際に使用する歯鏡及び探針については、発注者にて準備する。

#### 6 従事者の服務

- (1) 健診業務の従事者は清潔な白衣又は制服等を着用し、胸には身分証（資格・氏名等を明記したもの）をつけること。
- (2) 健診業務の従事者は業務中言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。
- (3) 健診業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

#### 7 廃棄物の処理

- (1) 健診の実施に伴って発生する廃棄物は、受注者が責任を持って処分すること。
- (2) 個人情報を含む廃棄物が発生した場合は、適切に処分すること。
- (3) 廃棄物の処分に要する経費は受注者の負担とする。

#### 8 健診業務に係る経費の負担

健診に必要な物品については、受注者が用意し、健診業務用使用機材（機器、備品等）、衛生関係消耗品及び一般消耗品、本市が指定する諸用紙、データ処理、会場設置・撤収、受付、誘導及び他業務にかかる人件費等は受注者の負担とする。

ただし、美原区以外の歯科検診に必要な物品（使い捨て手袋及び歯鏡）については、発注者にて用意する。

#### 9 医療事故等の対応について

- (1) 受注者は常に医療事故の発生防止に必要な管理と措置を講じること。
- (2) 健診会場で医療事故等異常事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し、指示を受けること。
- (3) 受注者は医療事故が発生し、健康被害を与えたとき又は与えるおそれがある場合は、応急・緊急の措置を講じるとともに、健康回復に必要な療養の費用及び損害を賠償しなければならない。

#### 10 秘密の保持

個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、「個人情報等の保護に係る誓約書」を提出すること。

## 第2章 健診業務の内容

### 1 健診項目等

#### (1) 健診項目

- ① 内科健診（問診、打聴診、脊柱側弯検診）
- ② 聴力検査
- ③ 視力検査
- ④ 歯科健診

## (2) 健診実施に係る事前準備等

### ① 健診日程

令和7年11月5日(水)【北区】  
令和7年11月8日(土)【東区】  
令和7年11月15日(土)【南区】  
令和7年11月19日(水)【西区】  
令和7年11月21日(金)【美原区】  
令和7年11月22日(土)【堺区】  
令和7年12月3日(水)【中区】

### ② その他

その他健診実施に必要な準備を行うこと。

## (3) 健診当日の準備等

### ① 健診会場での会場設営等

- ・ 受注者は、各健診会場にて、受付・問診・診察業務が効率よく遂行されるよう必要な設営を健診当日に行う。(美原区以外の歯科健診会場を含む)(受検者がスムーズに各検査を受検できるよう、順路案内の対応を行う等受検者の動線に配慮すること。)
- ・ 健診会場の準備及び後片付けはすべて受注者が行い、健診の実施やその後の会議室の使用等に支障が生じないように速やかに行うこと。
- ・ 健診会場の使用開始時及び終了時には、会場のカギの借用等の対応を受注者で行うこと。
- ・ 受検者が他の受検者から見えないよう衝立等で囲うこと。
- ・ 問診中の会話が他の受検者に聞こえないように配慮すること。
- ・ 聴力検査は、周囲の音ができる限り遮断される環境で行うこと。

### ② 会場誘導

会場での誘導については、受検者がスムーズに受付を済ませ、各検査を受検できるよう配慮できる人員を確保すること。

### ③ 受付

- ・ 問診票について、受検者本人のものであることを必ず確認すること。(名前、生年月日等にて確認)
- ・ 問診項目の記載もれを確認する。
- ・ 受付名簿(別表4)と就学時健康診断票に受付番号を記載する。
- ・ 他の受検者に聞こえないよう、プライバシーの保護に配慮すること。
- ・ 受検者からの質問に対して丁寧に対応し、必要であれば発注者に連絡する。
- ・ 各検査項目受検への誘導を行う。

## (4) 健診の実施

### ① 内科健診

- ・ 就学時健康診断票を受け取り、本人確認をする。
- ・ 内容は、視診、触診、打聴診、行動観察、必要に応じて問診を行う。
- ・ 行動観察については、身体的側面、知的側面、言語面、社会的側面、行動的・情緒的側面の4~5項目において、健診の際に特に留意すべき行動が見られたことについて、所見欄に該当する記号を記入すること。
- ・ 行動観察の記入は、市が別途示す基準に基づいて実施するものとし、「就学時健康診断票」への記入方法の詳細についても、市からの指示に従うこと。
- ・ 脊柱及び胸郭(四肢の状態を含む)の形態等については、視診等により確認する。
- ・ 診察を担当する医師は、受検者からの質問に対しては、誠意をもって答えること。

- ② 聴力検査
- ・ 就学時健康診断票を受け取り、名前の確認をする。
  - ・ オージオメーターにより、1,000Hz については 30db、4,000Hz については 25db の音圧の音がきこえるかどうかについて左右測定する。
  - ・ オージオメーターは日本工業規格（J I S T 1 2 0 1 - 1、T 1 2 0 1 - 2）によるものを使用する。
  - ・ 聴力検査は、周囲の音ができる限り遮断される環境で行うこと。
  - ・ 検査時において、こどもの行動に関して①に該当する特記すべき事項が認められた場合は、市が別途示す基準および記入方法に基づき、「就学時健康診断票」の備考欄に記入するものとする。

- ③ 視力検査
- ・ 就学時健康診断票を受け取り、名前の確認をする。
  - ・ 裸眼か矯正のどちらかでよい。
  - ・ 国際標準に準拠したランドルト環を使用した単独（字ひとつ）視力表の 0.3、0.7、1.0 の視標を使用し、5メートルの距離から測定する。
  - ・ 検査時において、こどもの行動に関して①に該当する特記すべき事項が認められた場合は、市が別途示す基準および記入方法に基づき、「就学時健康診断票」の備考欄に記入するものとする。

④ 歯科健診

（美原区以外）

- ・ 歯科医の指示に従い、就学時健康診断票に記録を行う。

（美原区）

- ・ う歯の有無の確認を行う。
- ・ その他の歯の疾病及び異常の有無の確認を行う。
- ・ 口腔の疾病及び異常の有無の確認を行う。
- ・ 歯科医の指示に従い、就学時健康診断票に記録を行う。

⑤ 最終確認

- ・ 受検者が、検査を終えたことを確認し、「就学時健康診断票」（様式 1）を回収後、「就学時健康診断結果通知票」（様式 1）を保護者に返却する。

⑥ その他

- ・ 各健診結果については、「就学時健康診断票」及び「就学時健康診断結果通知票」に記入する。
- ・ 受注者は、測定値等を「就学時健康診断票」及び「就学時健康診断結果通知票」に記入する際、赤ボールペンを使用するなど受検者が記入したものでないと明確に判別できるよう工夫すること。

2 健診結果の判定

（1）判定手順

① 内科健診

- ・ 内科的疾患や異常がある場合は、保健上必要な指導、助言を行い、必要があれば治療を勧告する。

② 聴力検査

- ・ 各項目で応答があった場合は、「聞こえた」に○を記入し、応答がなかった場合は、「きこえなかった」に○を記入し、耳鼻科への受診を勧める。

③ 視力検査

- ・ 視標の上下左右 4 方向のうち正当が 2 方向以下の場合「判別できない」とし、上下

左右4方向のうち3方向以上正答できれば「正しく判別」とする。まず0.3の視標が「判別できない」場合は「D」と判定する。「正しく判別」と判定されれば、次に0.7の視標にうつる。0.7の視標で同じく「判別できない」なら「C」と判定、「正しく判別」と判定されれば、1.0の視標にうつる。1.0の視標で同じく「判別できない」なら「B」と判定、「正しく判別」できれば、「A」と判定する。

- ・ 左右どちらか片方でも1.0未満(B、C、D)であるものに対して眼科への受診を勧める。

#### ④ 歯科健診

- ・ う歯数については、乳歯・永久歯それぞれの処置数及び未処置数の本数を記入する。その際、乳歯の未処置については、要注意歯があれば、要注意歯数も記入する。
- ・ その他の歯の疾病及び異常については、要観察歯(C0)の有無を確認する。
- ・ 口腔の疾病及び異常については、歯周疾患のある者については、歯石沈着を伴う歯肉炎や歯周炎が疑われる場合、咬合性外傷による歯肉退縮、薬物性歯肉増殖など口腔の機能障害を及ぼすと認められる疾病・異常がある場合にその旨記入する。また、唇裂・口蓋裂、舌小帯異常、舌の異常、その他口腔軟組織の疾病・異常などがある場合にその旨を記入する。

### 3 検査結果報告等

受注者は結果を記入した「就学時健康診断票」を学校別に発注者に提出すること。また、「就学時健康診断結果集計」(様式2)を発注者に提出すること。

### 4 集計報告等

次の1から9の学校別集計報告等を発注者あて提出すること。報告書様式は、内容が網羅されていれば受注者の独自様式でも可とする。

1. 受診者数
2. 栄養状態の要注意者数
3. 脊柱・胸郭・四肢の有所見者数
4. 皮膚疾患数
5. う歯の人数
6. 口腔異常及び疾病の人数
7. う蝕多発傾向者の人数
8. 視力検査左右それぞれの「B」・「C」・「D」の人数
9. 聴力検査左右それぞれの聞こえなかった者の人数

### 5 納品物

受注者が発注者に納品するもの及びその納品時期については別表2のとおりとするが、詳細については両方で協議するものとする。

### 6 その他の事項

関係法令・条例・規則等の改正が生じた場合は、改正後の取扱いによること。本仕様書に定めのない項目については、必要の都度、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。